

# 新潟高教組

## 地公労確定交渉速報①

2021年11月2日 全組合員配布

### 勧告通り一時金0.10月削減提案

### 臨時的賃金削減の率・期間圧縮の姿勢なし

### 臨時的賃金削減への認識の甘さに紛糾！

10月29日に第1回地公労確定期人事課長交渉が行われた。交渉冒頭に基本的事項として、「勤務条件については、信頼関係を維持しながら合意をはかっていく」「限られた時間の中で誠意を持って話し合っていきたい」と確認した。しかし、昨年確定交渉妥結時や今年度5月の交渉でも、マイナス勧告の際の「最大限の努力」は、臨時的賃金削減の削減率や期間の圧縮であることを再三訴えてきたにもかかわらず、人事課長は「削減率の圧縮だけが最大限の努力ではない」「地公労の集中した思いは部長に伝えることはできるが…」などといった発言を繰り返し、臨時的賃金削減交渉時の厳しい交渉経過を全く理解せず、交渉に臨んでいる姿勢が明らかとなった。交渉冒頭から、最大限の努力に対し、臨時削減に関しては検討の余地がないとする姿勢に交渉は紛糾し、提案内容の確認のみ行い、要求書に関する課題等は次回交渉へ持ち越しとなった。

#### 10.29 当局提案内容

##### I 給与改定

##### 1. 期末手当 人事委員会勧告どおり改定する（期末手当0.10月引き下げ）

##### (1) 一般職員（期末手当0.10月引き下げ）

区分		2021年度	2022年度以降	2020年度
6月	期末手当	1.275月	1.225月	1.275月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	0.925月
12月	期末手当	1.175月	1.125月	1.275月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	0.925月
計		4.30月	4.30月	4.40月

##### (2) 再任用職員（期末手当0.05月引き下げ）

区分		2021年度	2022年度以降	2020年度
6月	期末手当	0.70月	0.675月	0.70月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.45月
12月	期末手当	0.65月	0.675月	0.70月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.45月
計		2.25月	2.25月	2.30月

##### 2. 実施時期 2021年12月1日

## Ⅱ 夜間・休日の緊急時対応のため登庁する場合の旅費の支給

### ○基本的考え方

夜間・休日において災害等の緊急時に対応するため勤務時間外に登庁する場合であって、やむを得ず通勤手当の認定と異なる経路・方法で登庁した場合、これを旅行として取り扱うこととし、当該移動に要する費用を旅費として支給できることとする。

### ○支給対象とする業務

- (1) 地域防災計画に基づく全庁的な登庁。
- (2) (1)以外にあらかじめ登庁の対象となる職員が指定され、登庁基準等に基づく所属長からの命令により、勤務時間外に登庁することが想定される業務。

### ○支給対象とする区間

自宅-在勤庁とする。なお、自宅よりも在勤庁に近い場所から登庁する場合には、減額調整を行う。

### ○実施時期

2022年4月1日

### 【高速道路・タクシーの利用について公務上の必要が認められる事例】

#### (高速道路利用)

- ・当該区間の利用が一般的であるなど、社会通念上妥当であると認められる場合。
- ・災害による被災や安全確保のための通行止め等により一般道が不通となり、高速道路を利用しなければ登庁することができない場合。

#### (タクシー利用)

- ・飲酒時等、運転ができない場合であって当該職員が登庁しなければ公務上支障が生じる場合。
- ・公共交通期間が運行時間外又は被災等により不通であり、かつ自家用車での移動ができない場合。

また、やりとりの中で、「臨時削減が終わった後、財政はさらに大変になる」といった臨時削減の延長を検討しているのではないかととれる発言が人事課長からあった。交渉団の厳しい指摘により訂正させることができたが、この間の交渉経緯を踏まえない安易な発言は交渉軽視であり、断じて許すことはできない。給与の臨時削減は職員のいのちを削ることと同等であり、削減率・期間の議論は地公労要求の最重要課題である。最大限の努力に対し、昨年度交渉妥結時から何度も何度も削減率・期間の圧縮であることを突きつけてきた。課長の認識をしっかりとただし、誠意ある交渉を求め、強く追求していく。

<とりくみ要請中>

指示 51 号 知事宛大型ハガキ (11月5日まで高教組本部へ郵送)

### 今後の交渉

- 11月 2日 (火) 新教連確定交渉①
- 11月 9日 (火) 地公労確定交渉② 地公労総決起集会
- 11月 10日 (水) 新教連確定交渉②
- 11月 16日 (火) 地公労確定交渉③

### 確認書

(2020年3月31日、県総務管理部長、地公労議長、県職労現業部会長の三者署名)  
「6 削減期間中において、人事委員会勧告により給与の減額改定が行われる場合、その時点の財政状況及び職員の生活への影響を十分考慮し、最大限努力する。」